

話者	発言内容
事務局	<p><b>1 開会</b></p> <p>定刻となりましたので、ただいまから、令和7年度第1回環境審議会を開催します。始めに令和7年度より、3名の委員の交代がありましたのでご報告します。藤原幸弘委員に代わり、北本市自治会連合会から坂上彰委員と、佐藤正太委員に代わり、埼玉県中央環境管理事務所から相良純子委員と、須田歩太委員に代わり、南小学校から中西勇太委員になります。坂上委員と相良委員は都合により、本日の審議会は欠席となっておりますが、よろしくお願ひします。続きまして、会長よりご挨拶申し上げます。</p>
会長	<p><b>2 あいさつ</b></p> <p>(会長あいさつ)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、資料の確認をお願いいたします。</p>
各委員	<p>(資料確認)</p>
事務局	<p>よろしいでしょうか。</p>
事務局	<p><b>3 議事</b></p>
事務局	<p>それでは議事に入りますが、北本市環境審議会条例第6条第1項により、会長が会議の議長となとなっておりますので、堂本会長に議事進行をお願いします。</p>
会長	<p>北本市環境審議会の委員は14名となっております。本日の参加委員人数は11名で、過半数に達しておりますので、北本市環境審議会条例第6条第2項により、会議が成立することを報告します。</p> <p>議題に先立ち、北本市附属機関等の会議の公開に関する規則第2条に基づき、本会議を公開として良いか、委員の皆様にお諮りするところですが、現時点では傍聴を希望する方がおりませんので、また傍聴を希望する方がいた場合にはお諮りさせていただきます。それでは議事を進行させていただきます。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>それでは、議事に入ります。</p>
事務局	<p>「令和7年度版環境施策に関する年次報告書素案について」の説明を事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>～資料に基づき説明～</p>
会長	<p>事務局からの説明でご意見・ご質問はありますでしょうか。</p>

佐々木委員 8ページで地産地消の推進を取り上げているので、（年次報告書に）北本市の食糧自給率を掲載することはできないでしょうか。国ではカロリーベースで38%（2023年度）、市町村毎でも自給率の数値が掲載されています。それらを記載できないでしょうか。

また16ページの「自動車騒音常時監視業務」で、一般国道17号線と蓮田鴻巣線を調査したということで、調査場所が北本市の東側に偏っていると感じました。国の統計で交通量調査というものを実施しています。その数値を確認すると、上尾バイパスが開通して以降、交通量が増えています。国の交通量調査を（事務局で）確認していただき、西側の鴻巣さいたま市線の交通量が増加していると思いますので、監視業務の地点を新たに追加できるのであれば、追加することで市全体の環境測定にはプラスになると思います。

事務局 「自動車騒音常時監視業務」については、5年計画の全部10路線、毎年2路線ずつ測定しています。今回は東側でしたが、西側も交通量が増加しているとのことなので交通量センサスの状況もみながら、検討していきたいと思います。

佐々木委員 北里大学メディカルセンターもあるので、交通量については顕著にあらわれていると思います。

事務局 先ほどの食糧自給率については確認します。また農業センサスを確認し北本市の現状について改めて把握したいと思います。

春永委員 全体を通してですが、記載の統一についての意見になります。例えば7ページ、9ページ、17ページ、24ページで活動支援を行ったということに記載されていますが、どのようなものを行ったかということ、活動費、補助金まで記載されているなど、具体的に記載されているものとそうでないものがあります。7ページは「PRに対して支援」を行ったとあるが、どのような支援を行ったのか、金額的なものなのか、中身の見えるものを追加していただいた方が、報告書としてはまとまると思います。

事務局 内容の記載についてどこまで具体的に書けるのか各課に確認し、統一したいと思います。

春永委員 次は全体を通しての内容についてになります。まず7ページの「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例の活用」の活動内容について23ページ参照のことですが、24ページの内容になると思います。

事務局 ページについて再度確認し、修正します。

春永委員 次に21ページについて、表には「九都県市指定」とあるが、文章では「九（八）都市指定」とある。おそらく用語解説に記載のあるものが正しいと思いますが、確認をお願いします。

事務局 2022年に相模原市が加わり、八から九都県市になりました。記載については統一させていただきます。

春永委員

続いて、28ページの表について「基準は類型Bを記載した」とありますが、おそらく類型Aの基準値を記載していると思われます。このままの基準を使用するのであれば類型Aになると思います。基準がずれてしまうとデータとしての価値がなくなってしまうので確認をお願いします。

事務局

基準の類型について確認します。

春永委員

単位についてもℓ（リットル）をイタリックではなく、L（ラージエル）の方が一般的だと思います。

次の29ページの河川の部分で注1の部分で令和6年度の記載が抜けてるのと、夏季と冬季で色分けについても確認をお願いします。

事務局

実施時期について確認して追記します。

会長

他にご意見・ご質問ありますでしょうか。

中田委員

（31ページ「第5次北本市地球温暖化対策実行計画」の）目標値に「令和12年度までに平成25年度比46.0%の削減」とあります。令和12年度といえは5年後となります。46.0%削減というのは達成可能なのでしょうか。

事務局

できるだけ目標に近づくように施策を検討していきたいと思います。

中田委員

それはそうだと思いますが、極めて乖離しているように感じます。

事務局

数値の取り方等によっては一気に変えることができます。そのため乖離しているとまでは言えないと思います。例えば省エネルギーという観点だけだと達成は難しいと思いますが、再生可能エネルギーの導入ということで使用している電力を全て再生可能エネルギーにするなど、発想の転換などで一気に数字は変わります。そのためそういったことも視野に入れて検討していきたいと思います。

中田委員

可能は可能だということですが、46.0%削減という数字をストレートに出すと消費エネルギーがそんなに減るのかといった、誤解を招くのではないかと思います。市民からするとよくわからないといったことになると思います。

事務局

当該計画の目標値は国の目標に準拠しており、ハードルは高いと感じてはいますが、市の取組としてはまずそこを目標に検討していかなければならないと考えています。

中田委員

ヨーロッパの方ではEV車の導入が多く、結果電力不足が起きている。スイスなどは外から電気を買って運用しているため、たしかにスイスの中ではCO2の削減となっているが、国外では石炭を使用したりしているため、これと同様だと思えます。目標の数値を変えろとかいうことではなく、実態の見える表現が追加できないかと思えます。率直にいつてしまえばこの目標値は嘘に見えてしまいます。市の最上位計画に掲載するという事は市の決定であると市民は判断すると思えます。なので乖離しているということを経めたうえで、中期に見直しをして、今後の見通しや、何かの条件で変わる可能性があるということ示すべきだと思えます。特に子ども世代でそういった影響を被るということに対して、見通しをしっかりと伝える努力が必要だと思えます。

会長

非常に大事な議論だと思えます。市民の方には審議会ではこういった議論がなされているということを経えていくことが大事なので、ご指摘いただいた考え等については今後計画の変更や見直しにおいて真摯に受け止めていただきたいのと、この後の議事の第三次北本市環境基本計画にどう盛り込んでいくのかがポイントになると思えます。

他にありますでしょうか。

高橋委員

環境教育の部分について3点コメントさせていただきます。22ページの「環境にやさしい生活・事業活動の普及・促進」の部分で①と②で環境ポスター・標語コンクールとありますが、他に日常生活での環境保全活動普及促進など、事業の中でやっていると思えますので、項目をつくって掲載した方が、環境行政はこんなことをやっているなど、幅広い展開をしているということを経アピールできると思えます。また、環境課以外でも行っていることがあれば記載していただきたいと思えます。

2点目としては23ページでの「教職員の環境研修事業」の部分でペーパーレス化等記載してありますが、この内容は教職員が行っている環境配慮活動であって、環境研修事業ではない記述になってしまっています。どのような環境研修を行ったのか等を記載すべきと思えます。学校教育課等に記述の変更をお願いできるようであればお願いしたいと思えます。

3点目に、24ページでこのページに決算額が掲載されていますが、他の掲載がないページとの兼ね合いで、金額の記載は削除した方が良くと思えます。細かい文言等修正については後日メール等で共有します。

会長

先ほどのご指摘については、担当課の方と事務局でやり取りしていただければと思えます。他にありますでしょうか。

栗野委員

5ページの「石戸蒲ザクラ保護管理事業」について、日常管理のほか、定期的なモニタリングを行ったと記載があるが、どのような管理をおこなったのか、定期的なモニタリングは年間どれくらいやっているのかが気になりました。

次に7ページの「久保特定土地区画整理事業」について、「事業地内の希少動物」とはなにか、「調査結果」とはなにか、「周辺環境に継続的に注意を払い、適切な措置をとりながら」とあるが、内容が抽象的であり、実際になにをやっているのかわからないと感じました。北本市には様々な動物が生息していますが、せめて動物の名前等の記載をしていただきたいと思います。市外からきた方にもわかるように具体的に記載した方が良くと思います。

会長

最後の質問の「久保特定土地区画整理事業」について、私からお答えします。種によって名前を出せるものと出せないものがあります。ここは整理事業で草刈り等を行っています。草刈り等の影響があるかないか確認しながら草刈りを行っています。現状、ここはデリケートな部分でこういった表現となっています。これが正しい見解かどうかは市の担当者と協議したいと思います。

栗野委員

種の名前を出せる場合と出せない場合というのはどういうことでしょうか。

会長

繁殖妨害をされる可能性が高いということがあります。工事をすることで繁殖放棄をするなど、人が立ち入ることで起こる場合もあります。ホテルにしても希少種ではありますが、一般化しており、しっかりとマナーを守れば継続的に繁殖することはできますが、そうではない種がいるということになります。

金子委員

7ページの「アライグマ防除実施事業」について、昨年の年次報告書の時点であまり増えていなくて良かったなと感じていましたが、令和6年度は捕獲数が倍増となりました。それについては、市内全域なのか、一定の地域なのか、原因や理由が明記されると良いのかなと思います。また外来種のクビアカツヤカミキリは北本市内で桜の木の伐採などの被害をもたらし、その対策を市でおこなっているのを新たな項目として加えても良いのかなと思います。皆様のご意見をいただければと思います。

事務局

アライグマにつきましては、埼玉県内全域ということになりますが、その中で農地や一般家庭などさかえなく市内全域に出没し、急激に数が増えています。相談数も増加しており、市では罠の貸し出し等を行ってはいますが、対応に苦慮しているところであります。

金子委員

それは空き家が多いからでしょうか。

事務局 空き家に住み着くということもありますが、住んでいる家の屋根裏に入り込んで住みつきます。家が古くなって少しの間隙があると入り込んでしまいます。結果、空き家が多いからというだけが原因ではないです。またそういった状況のため広報等を通じて市民の皆様には情報共有に努めていきたいと思えます。

佐々木委員 繁殖力は高いのでしょうか。

会長 高いです。繁殖する前に捕獲する必要があるので、市域全体で本格的に対策しないと減少は現実的には難しいです。また森があるからいるというわけではなく、餌になるようなものを表に出さないなど、色々工夫しないといけないので、市民向けのアライグマの対策の講座を実施するのも一つの手段だと思えます。

金子委員 住宅地に住んでいると森や林がいる場所にアライグマはいるのかなと感じますので、特定地域ではなく市域全体ということに掲載した方が良くと思えます。

会長 アライグマもですが、クビアカツヤカミキリも今年は急激に増加しています。またカシノナガキクイムシも被害があります。そのため厳しい状況が続いており、樹木が弱って伐採しなければならないなど公園の樹木管理に費用が発生しています。市の広報でも掲載されていましたが、クビアカツヤカミキリは発見したらすぐに捕殺するなど実施していただければと思えます。

他にないようでしたら、私から1点あります。屋敷林や雑木林を寄付したいなど、地主さんからの相談件数を掲載したりできたらと思えます。寄付等には条件や維持管理費用の捻出の問題があり、本市ではありませんが市に寄付を断られたという相談が私が所属する協会の方にきます。市民の方が残したいという思いがあるということ記録できたらと思えます。14ページの「合併処理浄化槽設置補助事業」についても相談数の記載が欲しいと思えます。もし年次報告書に掲載が難しいようであれば、審議会の中で共有できるような情報提供していただけるとありがたいと思えます。

年次報告書については以上にして、本日の意見を担当課に照会し、その回答を次回の審議会でも共有するというところでよろしいでしょうか。

各委員 (意見なし)

会長 それでは次の議事の「第三次北本市環境基本計画素案(たたき台)」について事務局より説明をお願いします。

事務局 【資料に基づき説明】

会長 事務局からの説明で、何かありますでしょうか。

中田委員 第三次北本市環境基本計画ということで計画年度が記載してあるとわかりやすいと思えます。

事務局	34ページの(2)に計画の期間ということで掲載させていただいております。
中田委員	わかりにくいので可能であれば最初の方に掲載した方がよいと思います。
事務局	ご意見ありがとうございます。事務局で検討します。
佐々木委員	<p>何点かあります。質問1ですが、27ページの「第二次環境基本計画の進捗状況と課題」ということで、課題を総括と理解していますが、私の方で縦軸に参考指標の進捗状況、横軸に長期的な目標として表にしてみました。達成や改善、悪化などの数について、この評価を市としてはどのようにとらえているのかお聞きしたいです。</p> <p>質問2ですが、この計画や年次報告書は公文書になると思います。どなたがみてもよりどころになる大切なものと思っていますが、令和7年度の年次報告書の4ページに「市全体の緑被率」が計画時(平成26年度)48.2%と記載されていますが、第三次計画の27ページには「指標データなし」と記載されています。北本市の市勢要覧2021の17ページには緑被率47.1%と記載されています。統計データの取り扱いに一貫性が見られないので、その辺を確認した方がよいと思います。</p> <p>質問3ですが、私の住む北本市の西部には多くの雑木林が残っていると記述がありますが、ここ数年で屋敷林と斜面にある雑木林は減少していると感じます。第六次北本市総合振興計画が6月議会で採決されたようですが、緑に囲まれたといった50年前の将来の都市像がこのままでは透けた緑になってしまうと危惧しています。国の分配した2019年度から2023年度までの森林環境譲与税5年分について、歳出や歳入、基金にしたのであればその名称、積立額、使ったのであればその用途を明記した資料をいただきたいと思います。この森林環境譲与税は2024年度より森林環境税として同様に配分されると思います。その際の配分基準は私有林と人工林の面積が大きく金額を左右すると思います。また6ページのアンケート結果の「悪化したと思う環境」で「空気のきれいさ」と「農地や田園景観」は連動していると思います。財政的な話をすると国税をベースとして、会長もおっしゃったように役所が間に入って相談にのるといったシステムを構築してお金を充当できないかと思っています。環境部門だけでは成しえないと思うので組織機構上、そういったことを推進する推進エンジンみたいな部署が必要だと思います。第三次計画はそういったことも視野にいれて検討していただきたいと思います。</p> <p>以上の3点についてお答えいただきたいと思います。</p>
会長	事務局で現時点で回答できるものはありますでしょうか。

事務局	1点目の総括について、当然計画ということでPDCAサイクルは実施しています。課題のところはいわゆるチェック、次のアクションにつながる計画の肝になるところとっております。令和7年度策定現在に照らし合わせてどのような進捗状況にあるのかをみながら、次の第三次の計画に盛り込んでいく必要があるととらえております。
佐々木委員 事務局	内部の環境調整会議はどのレベルの職員の集まりになっていますか。 環境調整会議は部長級の職員で構成されております。
佐々木委員	この「第三次北本市環境基本計画素案（たたき台）」は部長級に諮って、必要な意見は出なかったでしょうか。
事務局	部内の会議では、そういった市の縦割りを問題とした意見はありませんでした。2点目の公文書の取り扱いについては、関係する統計の精査、コンサルとの意思統一を図りたいと思います。
佐々木委員 事務局	数値の根拠についても、出典等のリストアップが必要だと思います。 先ほどの市全体の緑被率についての回答ですが、緑の基本計画からデータを取得したいところではあったのですが、担当課である都市計画課に確認したところ、策定当初と計画の最終年度のみデータを取得するとのことで、直近の緑被率はデータは取得していないとのことでした。
佐々木委員	この緑被率というのは、市全体を網羅した数値なのか、地域ごとに積み重ねた数値なのか知りたいと思います。
金子委員 事務局	第六次北本市総合振興計画では緑被率は取得していないのか。 緑被率に近いような確認できる資料がないか担当課に確認します。
佐々木委員 事務局	緑被率の調査費用に森林環境譲与税や森林環境税で手当てできないのでしょうか。 森林環境譲与税等を活用して都市公園の整備や害虫の駆除に使っているということは聞いているので、そういった調査にどれくらい使えるのか確認していきたいと思います。
会長	総括については、事務局としてはどのように整理し、どのように考えているのか委員に共有していただきたいと思います。その上で審議会として議論したいと思います。

金子委員

古谷委員からもご指摘もあります「全体的に自然環境や生物多様性、樹木の保存等が北本市にとって大事とありますが、今回の計画は循環型社会や気候変動に重点がおかれている」と指摘されていますが、私としては循環型社会や気候変動については危機感を感じています。なのでもっと強く出しても良いのかなと思います。それを改善するためにも緑の保全、生物の多様性が関連し、ゼロカーボンや化学物質の抑制に力を入れた、そういった表現をしている計画になって欲しいと思います。また前計画の課題を出していただいているので、これを活かして進めて欲しいと思います。

また細かいところとしましては、67ページと77ページに「身近に使用されている有害物質や汚染物質の適正な使用」とありますが、有害物質や汚染物質は「使用」するものではなく、「使用の抑制」、「適正な管理」などの表現とした方がわかりやすいと思います。77ページも同様で「適正な使用」ではないと思います。

次に55ページの「地域農産物の地産地消、荒廃農地や生産緑地を活用した市民農園での栽培など」と記載がありますが、たしかに生産緑地も市民農園に貸し出せるように法律が改正されたと思いますが、どういったことをイメージしているのでしょうか。市が間を取り持つのか、それとも地主が個人的に貸し出すのか、具体的な実施計画など、法律のからみもあると思うのでこの表現で良いのか確認していただければと思います。

会長

今のご意見で何かありますでしょうか。

春永委員

67ページのどこの部分が問題なのでしょう。

金子委員

身近に使用されている有害物質や汚染物質は「適正な使用」ではなく、「使用の抑制」が先ではないかと思いましたが、使用せざるをえないものはあると思いますが、過剰に使わないようにするなど、農薬などは（農家の方）は管理されていますが、一般市民が使用する住宅内や家庭菜園などの除草剤や殺虫剤については「使用を抑制」してほしいと思います。

春永委員

「抑制」は使わないということで、使わないのではなくて「適正に使う」ということだと思しますので、文言としては問題ないと思って質問させていただきました。

中田委員

有害物質や汚染物質を「適正に使用する」ということで、商工会としては商業また工業の中で使用しています。使用しなくてはいけないのです。もちろんその使用したものをそのまま排出するというのはダメなんです。当然規制がかかります。ただ使用したものを「無毒化」するなどして排出しています。決して有害物質はそのまま排出されるわけではありません。有害物質は工業の中で非常に大切なものが多くあります。そのまま排出するということがダメであってそれを「無毒化」するということが大事だと思います。なので「適正な使用」の中に無毒化や無害化が含まれているのであればそれは正しい表現だと思います。それが含まれていないということであれば付け加えてほしいと思います。市民で排出されているものは、量について厳しく規制されています。むしろ大量に使用しているのは工業の世界です。工業の世界ではとても気をつけており、それについてはご理解いただきたいと思います。

会長

以上のご意見と金子委員の意図を踏まえて、事務局で確認していただければと思います。

高橋委員

第三次北本市環境基本計画素案（たたき台）の構成について「序編」、「計画編」、「施策の展開・行動編」に分かれています。前計画と同様でしょうか。

事務局

構成については前計画と同様になります。

高橋委員

これは三つにわけると必要がありますでしょうか。というのも例えば計画編が大事ということではなく、この計画全体が環境基本計画であるべきだと思います。それぞれで各編ごとに1章2章と振り分けるのではなく、全体を通して1～7章などとして全体が環境基本計画ということを示せたらと思います。前計画から構成が大きく変わってしまうことが問題ということがないのであればこのままで良いとは思いますが。

「施策の展開・行動編」についても第2章の「市の取組」は第1章の3という項目にして枠組みの中でこの施策をするのがこの組織、と示した方が全体がすっきりするのかなと思います。市民に対して環境基本計画を分かりやすく示すということも環境教育の視点だと思います。可能な範囲で検討いただければと思います。

会長

私自身も分かりにくいと感じていました。高橋委員のご意見の整理の仕方が良いと思います。たたき台の修正ということで事務局にはご検討いただければと思います。

中田委員

ボリュームが多いほど、分かりやすくすることが重要だと思いますので、まとめをしていただければと思います。

会長

本日参加できなかった古谷委員の環境基本計画の意見については、委員の皆様と共有し、事務局で検討していただきたいと思います。また、古谷委員の意見の中で不明なことがあれば確認していただければと思います。

今後、8月の下旬くらいにこの本格的な計画の議論ができるということでもよろしかったでしょうか。

事務局

この後の流れですが、関係各課に照会し、特に「市の取組」の部分のブラッシュアップを図りつつ、本日いただいたご意見なども含めて内容を精査していきたいと思います。それができるのが8月上旬で、8月の下旬に審議会を開催し、お見せできればと思っております。

会長

69ページ以降、「市の取組」となっているが、実際に庁内で環境基本計画を回すことは現実にはできるとは思えません。なので、環境基本計画を回すための仕組みづくりについて本気で取り組んでいただかないと第三次計画はうまく回らないのではないかと思います。事務局は市の関係各課が基本計画を踏まえて目標に向かってどう進めていくのかを確認するのが必要だと思います。委員の皆様にもアイデアを出していただければと思います。

会長

・他にありますでしょうか。

各委員

(意見なし)

会長

では、次の議事の「その他」ということで古谷委員の「上尾道路建設についての意見」があります。これを説明しますと令和2年に市長から審議会の方に「上尾道路建設に係る環境保全の活用について検討するように」ということで、令和3年に中間答申をしているのですが、その中で委員の方から大宮国道事務所で環境影響関連の調査をしているので、市を通して資料いただいた上で検討したいという意見がありました。ですが、現時点でその回答がないということで、その回答を待っていたら道路事業は進んでいくわけで、市としても大宮国道事務所に対してアピールしていかなければということで、その答申を早く審議会でやってくださいという意見です。計画の策定など忙しい中とは思いますが、良い提案をしても、時間がありませんとなってしまうと思います。なので、差し支えなければ審議会の中で答申案のたたき台を作るチームをつくり、そのたたき台を審議会の中で説明して、委員の皆様の見解いただき、答申としてまとめるという方向で良いか、委員の皆さんの率直なご意見をいただければと思います。

高橋委員

会長がおっしゃったとおりで良いかなと思います。もし道路ができた場合、その道路と一緒に過ごしていくのは地元の人なので、建設の段階で地元の人を求めるものを計画に組み入れてつくってってもらいたい、しかしその議論する素材すらないということで、これは問題だと思います。合意することができないと思いますので、それを打開する手段としてチームを作るというのはありだと思います。またその中でたたき台の案を作ったり、もしくは環境課が独自で環境影響評価をするということもありえると思います。基本的には会長の意見で進めていただくのが良いかなと思います。

会長

他にありますか。

この間にも市は埼玉県環境部に自然環境データを市に提出して欲しいという要請はしていますので、審議会では共有はできると思います。併せて大宮国道にも要請している中で、その回答を待つのではなく、先行してたたき台作りということでチームを立ち上げていきますので、委員の皆様お忙しい中と思いますが、何人かの方にお声がけさせていただきたいと思います。そういった流れで事務局と相談しながら進めるということよろしいでしょうか。

各委員

(意見なし)

会長

先に古谷委員よりご意見いただきましたので「その他」として進めてまいりましたが、事務局より「その他」について説明をお願いします。

事務局

#### 【資料に基づき説明】

会長

本日多くの意見がでましたので、事務局には各委員の提案を受け止めていただき、受け止めづらいというものがあれば率直に言っていただいた上で各委員に共有していただきたいと思います。できるできないがあるのであれば理由を出していただければと思います。いずれにせよ本日重要なご意見やご提案をしていただいていますので事務局にしっかりと受け止めていたければと思います。

高橋委員

8月の下旬の審議会はいつぐらいになりそうでしょうか。

事務局

この後会長とも調整したうえで、委員の皆様には候補日をご提示し、開催日については決定したいと思います。

会長

他にありますか。

各委員

(意見なし)

会長

それでは、本日の議事は、全て終了します。ご協力ありがとうございました。事務局へ進行をお返しします。

#### 4 閉会

事務局

それでは最後に、副会長の方から閉会のあいさつをお願いいたします。

副会長  
事務局

(副会長あいさつ)

ありがとうございました。以上をもちまして、第2回北本市環境審議会  
を閉会します。

議事の内容・概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。

令和 7年 8月22日

会長

堂本泰章

